

教 育 委 員 会 会 議

日時 平成29年11月27日（月）

午後1時00分

場所 教育委員会室

< 次 第 >

1 開 会

2 教育長の報告

- 報告第10号 さいたま市教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 報告第11号 平成29年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）について
- 報告第12号 教職員の人事について[非公開案件]
- 報告第13号 さいたま市教職員の退職手当について[非公開案件]

3 議 事

- 議案第129号 さいたま市立小・中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について
- 議案第130号 さいたま市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について
- 議案第131号 さいたま市教育委員会の管理する公共施設に係るさいたま市公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則について
- 議案第132号 行政情報一部開示決定に係る審査請求について[非公開案件]

4 閉 会

報告第10号

臨時代理の報告について

臨時代理した下記のことについて、さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第7号）第5条第2号の規定により、別紙のとおりこれを報告する。

平成29年11月27日提出

さいたま市教育委員会
教育長 細田 眞由美

記

さいたま市教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

臨 時 代 理 書

下記の件は、緊急に処理する必要があると認められ、かつ、教育委員会の会議を招集するいとまがないので、さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第7号）第4条の規定により、別紙のとおり市長に申出することを臨時代理する。

平成29年11月7日

さいたま市教育委員会
教育長 細田 眞由美

記

さいたま市教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

別紙

さいたま市教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市教職員の給与に関する条例（平成29年さいたま市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附 則 1～25 [略] 26 附則第23項の規定が適用される間、第26条において準用する市職員給与条例第30条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる教職員のうち附則第23項の規定により給与が減じられて支給される教育職員の勤勉手当減額対象額に <u>100分の1.425</u> （特定管理教育職員にあっては、 <u>100分の1.725</u> ）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に <u>100分の95</u> （特定管理教育職員にあっては、 <u>100分の115</u> ）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。 27 [略]	附 則 1～25 [略] 26 附則第23項の規定が適用される間、第26条において準用する市職員給与条例第30条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる教職員のうち附則第23項の規定により給与が減じられて支給される教育職員の勤勉手当減額対象額に <u>100分の1.275</u> （特定管理教育職員にあっては、 <u>100分の1.575</u> ）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に <u>100分の85</u> （特定管理教育職員にあっては、 <u>100分の105</u> ）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。 27 [略]

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の附則第26項の規定は、平成29年12月1日から適用する。

さいたま市教職員の給与に関する条例（平成29年さいたま市条例第21号）

（勤勉手当）

第26条 教職員の勤勉手当については、市職員給与条例第30条の規定を準用する。（以下[略]）

さいたま市職員の給与に関する条例（平成13年さいたま市条例第42号）

（勤勉手当）

第30条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び附則第32項第4号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。（以下[略]）

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の85（特定管理職員にあつては、100分の105）を乗じて得た額の総額

(2) [略]

3～5 [略]

（55歳を超える教育職員の給料月額等の特例）

附則第23項 平成30年3月31日までの間、教育職員（教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の適用を受ける教育職員（再任用教職員を除く。）のうち、その職務の級が3級又は4級である者であつてその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定教育職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定教育職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定教育職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定教育職員となった場合にあつては、特定教育職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減じる。

(1)～(3) [略]

(4) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定教育職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額（[略] 附則第26項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定教育職員に支給される勤勉手当に係る第26条において準用する市職員給与条例第30条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定教育職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額合計額（[略] 附則第26項において「勤勉手当減額基礎額」という。）に、当該特定教育職員に支給される勤勉手当に係る第26条において準用する市職員給与条例第30条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額）

(5)・(6) [略]

提案理由

平成29年の市人事委員会からの報告及び勧告を踏まえ、教職員の給与を改定するため、所要の改定を行うものです。

なお、施行期日は、公布の日から、適用期日は、平成29年12月1日です。

報告第11号

臨時代理の報告について

臨時代理した下記のことについて、さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第7号）第5条第2号の規定により、別紙のとおりこれを報告する。

平成29年11月27日提出

さいたま市教育委員会
教育長 細田 眞由美

記

平成29年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）について

臨時代理書

下記の件は、緊急に処理する必要があると認められ、かつ、教育委員会の会議を招集するいとまがないので、さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第7号）第4条の規定により、別紙のとおり市長に申出することを臨時代理する。

平成29年11月17日

さいたま市教育委員会
教育長 細田 真由美

記

平成29年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）について

別 紙

平成29年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）について

第1表

歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
17 国庫支出金		12,734,868	26,745	12,761,613
	2 国庫補助金	650,947	26,745	677,692
23 諸収入		125,911	1	125,912
	6 雑入	50,436	1	50,437
歳入合計		14,852,922	26,746	14,879,668

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教育費		94,186,454	61,988	94,248,442
	2 小学校費	39,514,514	28,555	39,543,069
	6 社会教育費	10,564,622	33,433	10,598,055
歳出合計		94,186,454	61,988	94,248,442

第2表

継 続 費 補 正

追 加

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
10 教育費	2 小学校費	与野本町小学校 北校舎及び給食室 解体事業	285,552	29	28,555
				30	256,997

第3表

繰 越 明 許 費 補 正

追 加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
10 教育費	6 社会教育費	文化財保護事業	51,499

第4表

債 務 負 担 行 為 補 正

追 加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
宇宙劇場管理業務	平成29年度から 平成34年度まで	535,074

補正予算説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	説 明
17 国庫支出金	12,734,868	26,745	12,761,613	
2 国庫補助金	650,947	26,745	677,692	
6 教育費国庫補助金	650,947	26,745	677,692	1 国宝重要文化財等保存整備費補助金
23 諸収入	125,911	1	125,912	
6 雑入	50,436	1	50,437	
4 雑入	50,436	1	50,437	1 施設光熱水費等負担金
歳 入 合 計	14,852,922	26,746	14,879,668	

歳出

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		説 明
				特定財源	一般財源	
10 教育費	94,186,454	61,988	94,248,442	53,146	8,842	
2 小学校費	39,514,514	28,555	39,543,069	21,401	7,154	
4 学校建設費	4,479,557	28,555	4,508,112	地方債 21,400 その他 1	7,154	1 小学校校舎増改築事業
6 社会教育費	10,564,622	33,433	10,598,055	31,745	1,688	
3 文化財保護費	454,180	33,433	487,613	国庫支出金 26,745 地方債 5,000	1,688	1 文化財保護事業
歳 出 合 計	94,186,454	61,988	94,248,442	国庫支出金 26,745 地方債 26,400 その他 1	8,842	

継 続 費 補 正 に 関 す る 調 書

追 加

(単位 千円)

款	項	事業名	全 体 計 画						平成27年度末までの支出額	平成28年度末までの支出額	平成29年度支出予定額	平成29年度末までの支出予定額	平成30年度以降支出予定額	継続費の総額に対する進捗率	
			年度	年割額	左 の 財 源 内 訳										一般財源
					特 定 財 源			国庫支出金							
					地方債	その他									
10 教育費	2 小学校費	与野本町小学校北校舎及び給食室解体事業	29	28,555	0	21,400	1	7,154			28,555	28,555		10.0%	
			30	256,997	0	192,700	15	64,282				0	256,997	90.0	
			計	285,552	0	214,100	16	71,436			28,555	28,555	256,997	100.0	

債 務 負 担 行 為 に 関 す る 調 書

追 加

(単位 千円)

事 項	限 度 額	平成28年度末までの支出額		平成29年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源	
						国庫支出金	地方債	その他		
宇宙劇場管理業務	535,074	—	0	平成29年度から平成34年度まで	限度額に同じ	0	0	0	0	全 額

提案理由

平成29年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）歳入予算は、国指定史跡「真福寺貝塚」の用地取得に関する国庫支出金及び工事により発生する光熱水費の施工業者からの負担金について、歳出予算は、与野本町小学校の複合施設建設に伴い、北校舎及び給食室等の解体工事に着手するための経費及び継続費の設定を行うこと並びに、国指定史跡「真福寺貝塚」の公有地化に伴い、予定していた未買収地の買上げに要する経費及び繰越明許費の設定を行うこと、また、宇宙劇場管理業務について指定管理期間満了に伴い、平成30年度以降の指定管理者と協定を締結する必要があることから債務負担行為の設定を行うことについて、市長に申出するものです。

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 小学校校舎増改築事業		補正額	28,555																																
局/部/課	教育委員会事務局/管理部/学校施設課	〔財源内訳〕																																	
款/項/目	10款 教育費/2項 小学校費/4目 学校建設費	23款 諸収入	1																																
<事業の目的・内容> 児童数の増加により教室不足が見込まれる学校について、校舎の増築を行います。また、「学校施設リフレッシュ基本計画」に基づき、学校施設の改築及び大規模改修を推進します。		24款 市債	21,400																																
		- 一般財源	7,154																																
<補正の目的・内容> 与野本町小学校の複合施設を平成32年度当初に供用開始するためには、北校舎及び給食室等の解体工事について、年度内に着手する必要があるため、補正を行うものです。		補正前予算額	518,426																																
<主な事業> 1 与野本町小学校北校舎及び給食室解体事業 28,555 北校舎及び給食室等の解体工事を実施します。		[参考] 事業スケジュール ・平成30年3月～11月 北校舎、給食室、渡り廊下解体工事 ・平成30年10月～32年3月 複合施設建設工事 ・平成31年3月～33年3月 校舎、コミュニティセンター等大規模改修工事																																	
<継続費の設定>																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業名</th> <th rowspan="2">年度</th> <th rowspan="2">年割額</th> <th colspan="4">財 源 内 訳</th> </tr> <tr> <th>国庫支出金</th> <th>地方債</th> <th>その他</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>与野本町小学校</td> <td>29</td> <td>28,555</td> <td>0</td> <td>21,400</td> <td>1</td> <td>7,154</td> </tr> <tr> <td>北校舎及び給食室</td> <td>30</td> <td>256,997</td> <td>0</td> <td>192,700</td> <td>15</td> <td>64,282</td> </tr> <tr> <td>解体事業計</td> <td></td> <td>285,552</td> <td>0</td> <td>214,100</td> <td>16</td> <td>71,436</td> </tr> </tbody> </table>		事業名	年度	年割額	財 源 内 訳				国庫支出金	地方債	その他	一般財源	与野本町小学校	29	28,555	0	21,400	1	7,154	北校舎及び給食室	30	256,997	0	192,700	15	64,282	解体事業計		285,552	0	214,100	16	71,436		
事業名	年度				年割額	財 源 内 訳																													
		国庫支出金	地方債	その他		一般財源																													
与野本町小学校	29	28,555	0	21,400	1	7,154																													
北校舎及び給食室	30	256,997	0	192,700	15	64,282																													
解体事業計		285,552	0	214,100	16	71,436																													

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 文化財保護事業		補正額	33,433
局/部/課	教育委員会事務局/生涯学習部/文化財保護課	〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/6項 社会教育費/3目 文化財保護費	17款 国庫支出金	26,745
<事業の目的・内容> さいたま市の貴重な文化・歴史・教育・観光資源である各種の文化財の保存・継承と活用を進め、市民文化の向上と市の個性・魅力の発信を図ります。		24款 市債	5,000
		- 一般財源	1,688
<補正の目的・内容> 国指定史跡「真福寺貝塚」の公有地化に伴い、予定していた未買収地について買上げを実施するため、補正を行うものです。		補正前予算額	454,180
<主な事業> 1 真福寺貝塚の用地取得 33,433 国史跡真福寺貝塚内の用地を1筆取得します。 ・さいたま市岩槻区城南3丁目地内 ・面積198.83㎡		[参考] 事業スケジュール ・平成30年2月 用地売買契約	
2 真福寺貝塚の用地取得【繰越明許費】 51,499 国史跡真福寺貝塚内の用地取得について、繰越明許費を設定します。			

事務事業名 宇宙劇場管理運営事業		補正額	債務負担行為の設定
局/部/課	教育委員会事務局/生涯学習部/青少年宇宙科学館	/	
<事業の目的・内容> 市民の科学知識の普及と文化活動の推進を図り、地域文化の向上に寄与するため、プラネタリウム投影及び大型映像の上映、会議室・研修室・ホールの貸出し等の事業を行います。 指定管理期間の満了に伴い、平成30年度以降の指定管理者と協定を締結する必要があることから、債務負担行為の設定を行うものです。			

<主な事業>

1 指定管理者の指定に伴う債務負担行為の設定

[参考]

事業スケジュール

- ・平成29年度末まで 平成30年度以降の協定締結
- ・平成30～34年度 指定管理者による管理

<債務負担行為>

事 項	期 間	限 度 額	財 源 内 訳			
			国県支出金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
宇宙劇場管理業務	平成29年度から 平成34年度まで	535,074	0	0	0	535,074

議案第129号

さいたま市立小・中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について

さいたま市立小・中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則を、別紙のとおり制定する。

平成29年11月27日提出

さいたま市教育委員会
教育長 細田 眞由美

別紙

さいたま市立小・中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市立小・中学校の通学区域に関する規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係） 小学校の通学区域		別表第1（第2条関係） 小学校の通学区域	
学校名	通学区域	学校名	通学区域
[略]		[略]	
指扇小学校	西区大字指扇の一部、西区大字指扇領別所、西区大字宝来の一部、 <u>西区大字中釘の一部</u> 、 <u>西区大字高木の一部並びに西区西大宮1丁目</u> <u>の一部</u> 、 <u>西区西大宮2丁目</u> <u>の一部</u> 及び <u>西区西大宮3丁目</u> <u>の一部</u>	指扇小学校	西区大字指扇の一部、西区大字指扇領別所、西区大字宝来の一部、 <u>西区大字中釘の一部</u> 及び <u>西区大字高木</u> <u>の一部</u>
[略]		[略]	
指扇北小学校	西区大字宝来の一部、西区大字峰岸、西区大字指扇領辻、 <u>西区大字中釘の一部</u> 、 <u>西区大字高木の一部</u> 、 <u>西区大字清河寺</u> 、 <u>西区大字西新井</u> 、 <u>西区大字平方領々家</u> 並びに <u>西区西大宮1丁目</u> <u>の一部</u> 、 <u>西区西大宮2丁目</u> <u>の一部</u> 、 <u>西区西大宮3丁目</u> <u>の一部</u> 及び <u>西区西大宮4丁目</u>	指扇北小学校	西区大字宝来の一部、西区大字峰岸、 <u>西区大字指扇領辻</u> 、 <u>西区大字中釘の一部</u> 、 <u>西区大字高木の一部</u> 、 <u>西区大字清河寺</u> 、 <u>西区大字西新井</u> 及び <u>西区大字平方領々家</u>
[略]		[略]	
別表第2（第2条関係） 中学校の通学区域		別表第2（第2条関係） 中学校の通学区域	
学校名	通学区域	学校名	通学区域
[略]		[略]	
指扇中学校	西区大字指扇の一部、西区大字指扇領別所、 <u>西区大字宝来</u> 、 <u>西区大字峰岸</u> 、 <u>西区大字指扇領辻</u> 、 <u>西区大字中釘</u> 、 <u>西区大字高木</u> 、 <u>西区大字清河寺</u> 、 <u>西区大字西新井</u> 、 <u>西区大字平方領々家</u> 及び <u>西区西大宮1</u>	指扇中学校	西区大字指扇の一部、西区大字指扇領別所、 <u>西区大字宝来</u> 、 <u>西区大字峰岸</u> 、 <u>西区大字指扇領辻</u> 、 <u>西区大字中釘</u> 、 <u>西区大字高木</u> 、 <u>西区大字清河寺</u> 、 <u>西区大字西新井</u> 及び <u>西区大字平方領々家</u>

丁目から西区西大宮4丁目まで
[略]

[略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

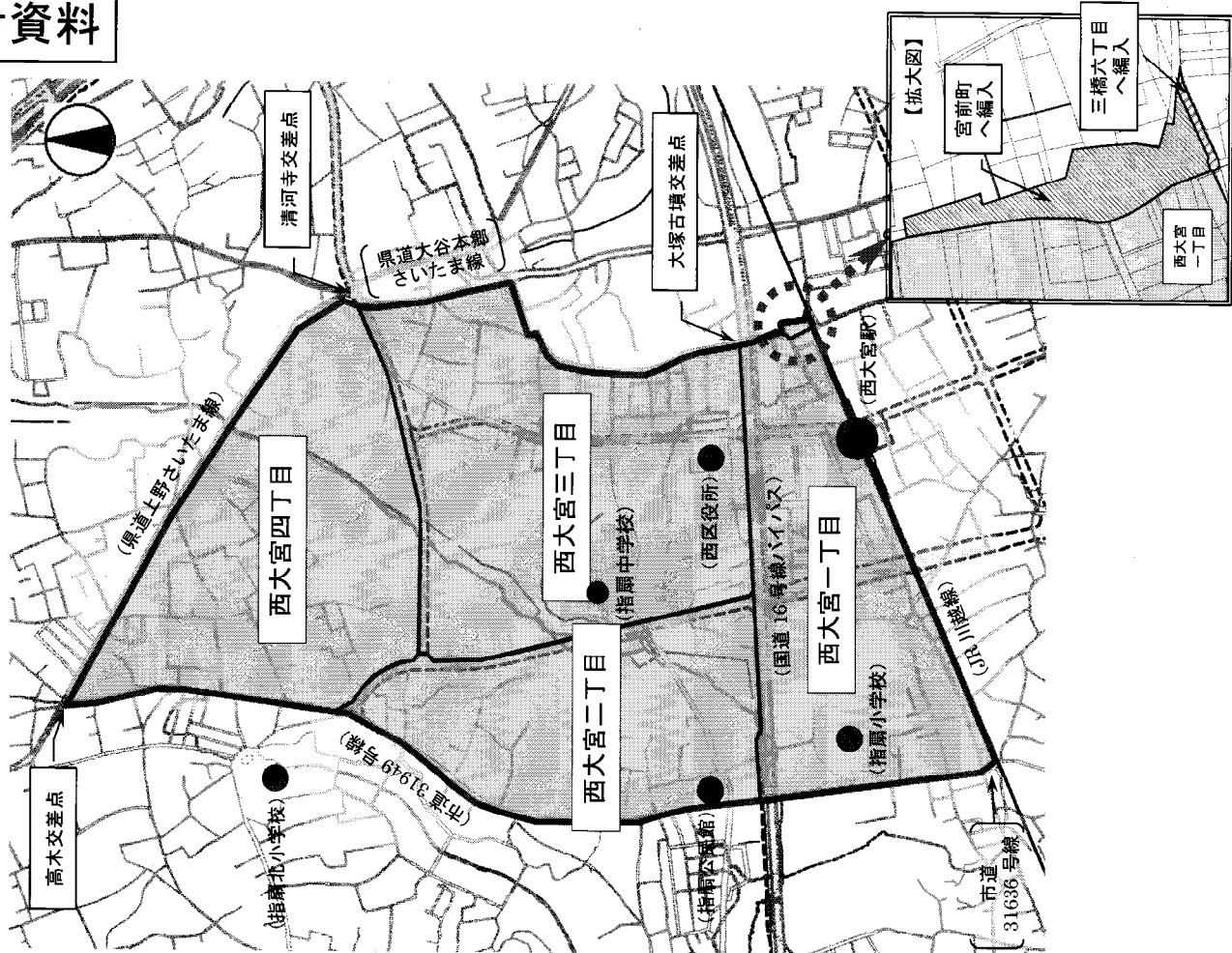
提案理由

さいたま都市計画事業大宮西部特定土地区画整理事業の換地処分公告及び町の区画を新たに画する旨の告示（平成29年11月17日付け）による西区内の町名地番変更に伴い、指扇小学校、指扇北小学校及び指扇中学校の通学区域の表記の一部が変更となるため、さいたま市立小・中学校の通学区域に関する規則の一部を改正するものです。

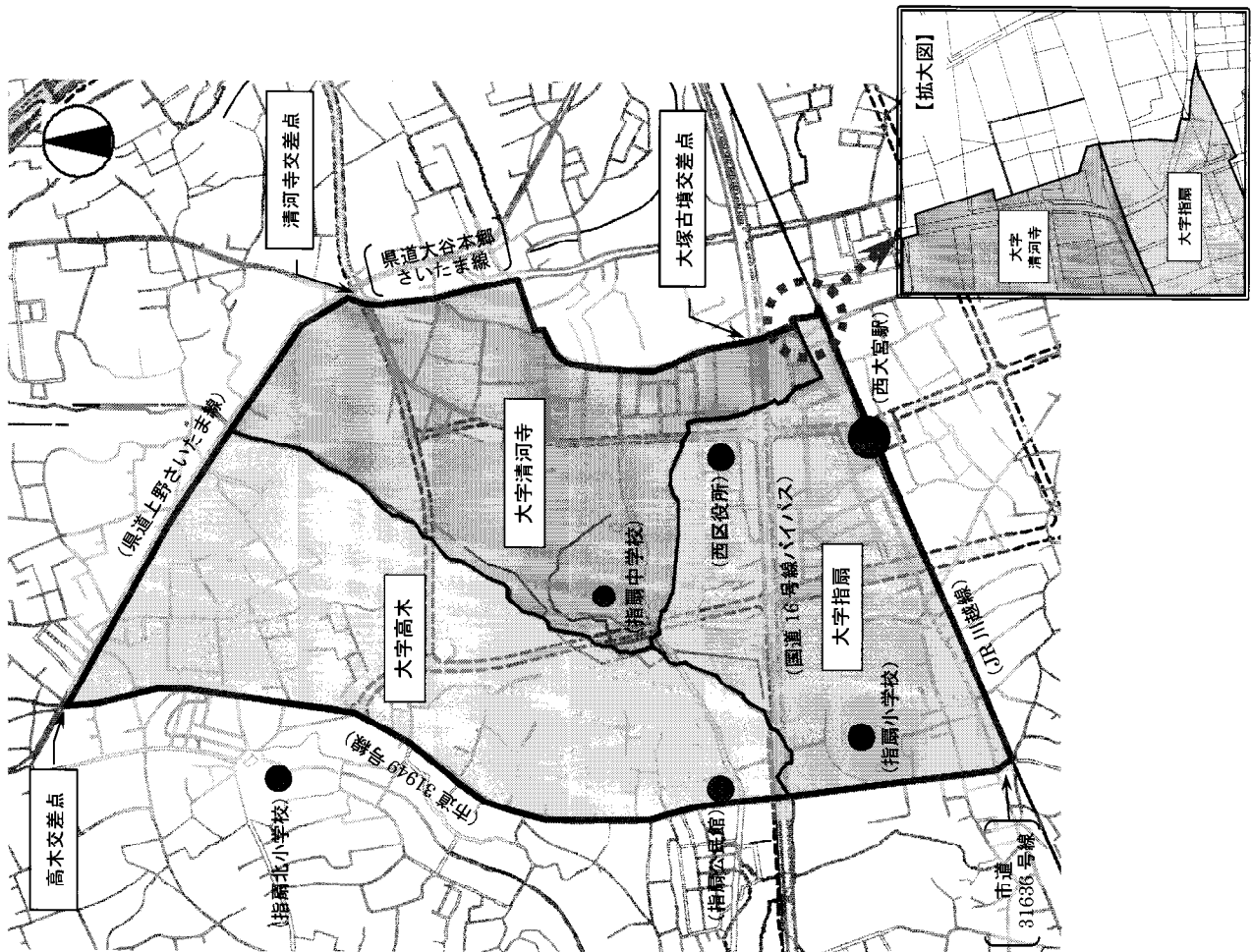
なお、施行期日は、公布の日です。

参考資料

町字界区域図（施行後）



町字界区域図（施行前）



議案第130号

さいたま市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について

さいたま市公民館条例施行規則の一部を改正する規則を、別紙のとおり制定する。

平成29年11月27日提出

さいたま市教育委員会
教育長 細田 眞由美

別紙

さいたま市公民館条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市公民館条例施行規則の一部を改正する規則（平成15年さいたま市教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																
別表第1（第2条関係） (1) [略] (2) 地区公民館	別表第1（第2条関係） (1) [略] (2) 地区公民館																
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">対象区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>さいたま市立指扇公民館</td> <td>西区大字指扇、西区大字指扇領別所、西区大字宝来、西区大字峰岸、西区大字指扇領辻、西区大字中釘、西区大字高木、西区大字清河寺、西区大字内野本郷、<u>西区大字西新井、<u>西区大字平方領々家及び</u>西区西大宮1丁目から西区西大宮4丁目まで</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	対象区域	[略]		さいたま市立指扇公民館	西区大字指扇、西区大字指扇領別所、西区大字宝来、西区大字峰岸、西区大字指扇領辻、西区大字中釘、西区大字高木、西区大字清河寺、西区大字内野本郷、 <u>西区大字西新井、<u>西区大字平方領々家及び</u>西区西大宮1丁目から西区西大宮4丁目まで</u>	[略]		<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">対象区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>さいたま市立指扇公民館</td> <td>西区大字指扇、西区大字指扇領別所、西区大字宝来、西区大字峰岸、西区大字指扇領辻、西区大字中釘、西区大字高木、西区大字清河寺、西区大字内野本郷、<u>西区大字西新井及び</u>西区大字平方領々家</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	対象区域	[略]		さいたま市立指扇公民館	西区大字指扇、西区大字指扇領別所、西区大字宝来、西区大字峰岸、西区大字指扇領辻、西区大字中釘、西区大字高木、西区大字清河寺、西区大字内野本郷、 <u>西区大字西新井及び</u> 西区大字平方領々家	[略]	
名称	対象区域																
[略]																	
さいたま市立指扇公民館	西区大字指扇、西区大字指扇領別所、西区大字宝来、西区大字峰岸、西区大字指扇領辻、西区大字中釘、西区大字高木、西区大字清河寺、西区大字内野本郷、 <u>西区大字西新井、<u>西区大字平方領々家及び</u>西区西大宮1丁目から西区西大宮4丁目まで</u>																
[略]																	
名称	対象区域																
[略]																	
さいたま市立指扇公民館	西区大字指扇、西区大字指扇領別所、西区大字宝来、西区大字峰岸、西区大字指扇領辻、西区大字中釘、西区大字高木、西区大字清河寺、西区大字内野本郷、 <u>西区大字西新井及び</u> 西区大字平方領々家																
[略]																	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

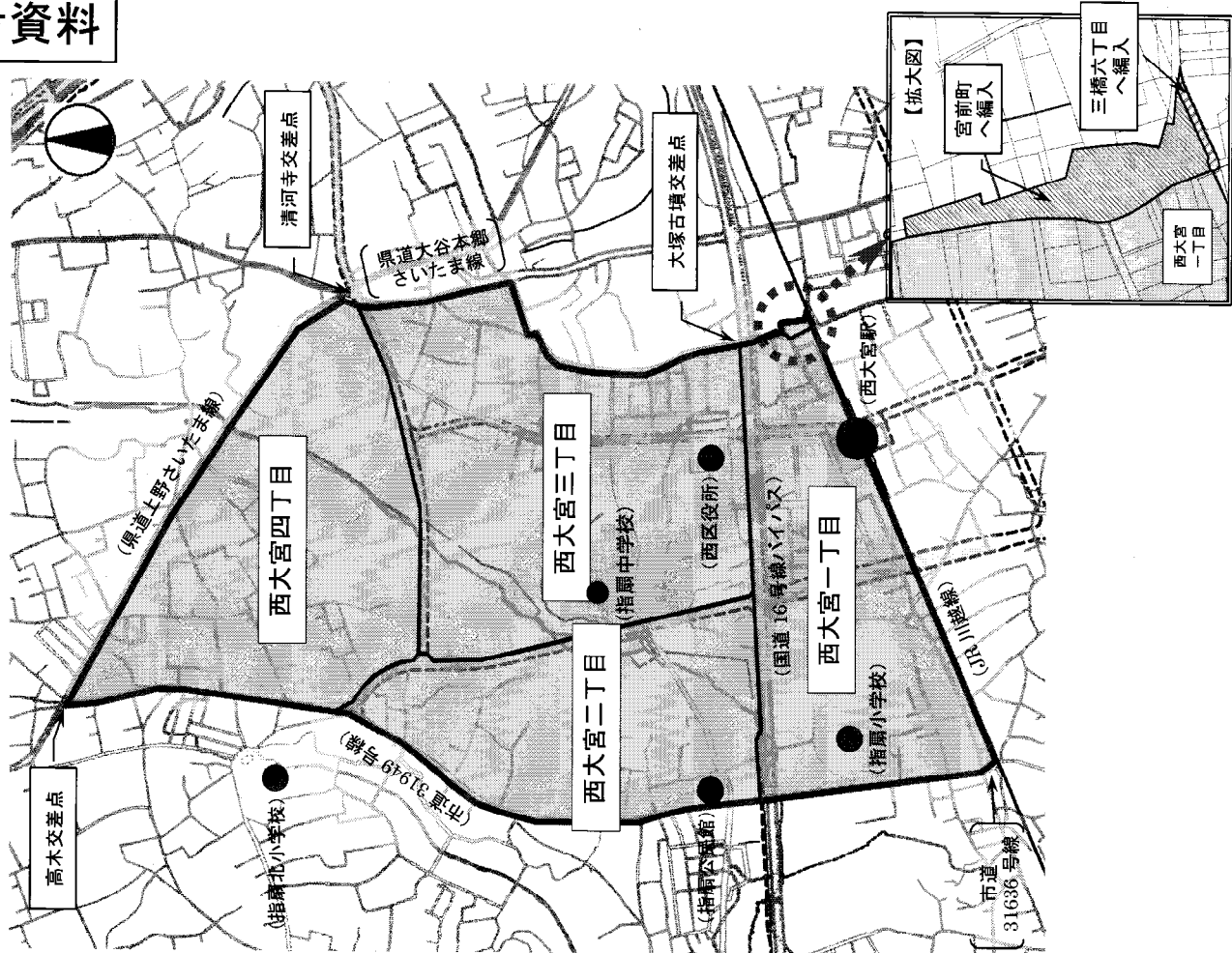
提案理由

さいたま都市計画事業大宮西部特定土地区画整理事業の換地処分の公告及び町の区画を新たに画する旨の告示（平成29年11月17日付け）による西区内の町名地番変更に伴い、さいたま市立指扇公民館の対象区域の表記の一部が変更となるため、さいたま市公民館条例施行規則の一部を改正するものです。

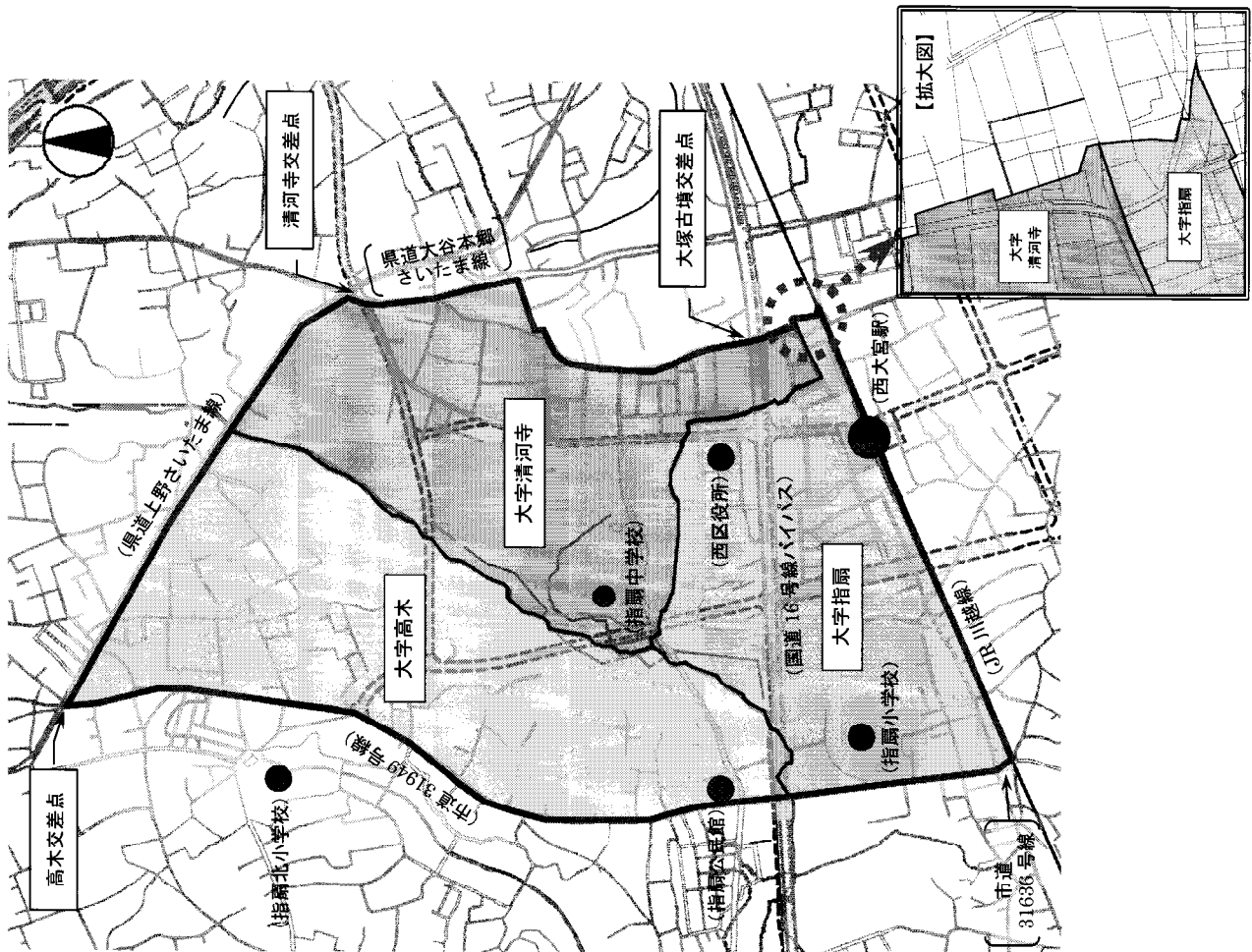
なお、施行期日は、公布の日です。

参考資料

町字界区域図（施行後）



町字界区域図（施行前）



議案第131号

さいたま市教育委員会の管理する公共施設に係るさいたま市公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則について

さいたま市教育委員会の管理する公共施設に係るさいたま市公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則を、別紙のとおり制定する。

平成29年11月27日提出

さいたま市教育委員会
教育長 細田 眞由美

別紙

さいたま市教育委員会の管理する公共施設に係るさいたま市公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市教育委員会の管理する公共施設に係るさいたま市公共施設予約システムの利用に関する規則（平成26年さいたま市教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

様式第5号を次のように改める。

様式第5号（別表第2関係）

予約番号 _____

特別利用（変更）申請書

発行日 年 月 日

（宛先）さいたま市教育委員会

申請者 団体名
 代表者氏名
 住 所
 電話番号

次のとおり特別利用（変更）の許可を受けたいので申請をします。

催物名				
利用目的				
担当者			電話番号	
利用年月日	開始	終了	施設名	利用人数
備 考				
許可条件				

署名 _____

予約受付日

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
様式第6号（別表第2関係） [略] <div style="text-align: center;">特別利用（変更）許可書</div> [略] 申請者 団体名 代表者氏名 <div style="text-align: right;">さいたま市教育委員会 印</div> [略] <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 15px; margin-top: 5px;">[略]</div>	様式第6号（別表第2関係） [略] <div style="text-align: center;">特別利用（変更）許可書</div> [略] 申請者 団体名 代表者氏名 <u>住 所</u> <div style="text-align: right;">さいたま市教育委員会 印</div> <u>電話番号</u> [略] <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 15px; margin-top: 5px;">[略]</div>

様式第7号及び様式第8号を次のように改める。

様式第7号（別表第2関係）

予約番号

利用許可申請書

発行日 年 月 日

（宛先）さいたま市教育委員会

申請者 団体名
氏名
住所

電話番号

次のとおり利用の許可を受けたいので申請をします。

催物名					
利用目的				利用人数	人
担当者				電話番号	
貸出区分	利用日	開始	終了	施設名／設備名・数量	基本使用料
利用種別				施設基本使用料計	
入場料徴収				設備基本使用料計	
加算区分				加算使用料計	
減免区分				減免使用料計	
				合計使用料	
備考					
許可条件					

署名

予約受付日

様式第8号（別表第2関係）

予約番号

利用変更許可申請書

発行日 年 月 日

（宛先）さいたま市教育委員会

申請者 団体名
氏名
住所

電話番号

次のとおり利用の変更の許可を受けたいので申請をします。

催物名												
利用目的								利用人数				人
担当者								電話番号				
(変更前)						(変更後)						
貸出区分	利用日	開始	終了	施設名／設備名・数量	基本使用料	貸出区分	利用日	開始	終了	施設名／設備名・数量	基本使用料	
利用種別						施設基本使用料計						
入場料徴収						設備基本使用料計						
加算区分						加算使用料計						
減免区分						減免使用料計						
						合計使用料						
						既納額						
						今回納入額						
備考												
許可条件												

署名

予約受付日

提案理由

さいたま市公共施設予約システムにおける様式の整備を図るため、さいたま市教育委員会の管理する公共施設に係るさいたま市公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正するものです。

施行期日は、平成29年12月1日です。